

議事録 兼 報告書

会議名称	伊那市上下水道事業運営審議会
日時	平成29年3月6日(月) 18:28~20:20
場所	伊那市役所 庁議室
議事内容	
<p>1 開会のことば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道部長 <p>2 委嘱書交付</p> <p>3 あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 <p>4 自己紹介</p> <p>5 会議事項</p> <p>(1) 正副会長の選任について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 大住 之盈 氏 ・副会長 飯塚 真理子 氏 ・正副会長就任あいさつ <p>(2) 水道事業経営健全化計画【第2改訂版】(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料により、事務局説明 ・質疑討論 <p>(委員) 28ページにある有収率の課題の中で、宅内の給水管の漏水が大半とあるが、これは使用者が感知できないということか。</p> <p>(事務局) メーターから宅内側で漏れていれば、水道料金がかかってしまうので多かたり少なかったりというのがわかるし検針員もお知らせしていますが、道からメーターの間で漏れているとなかなか分からず、実際調査してみると、そういった部分で漏れているものが多いです。</p> <p>(委員) それは誰が責任をもつのか。個人の負担で工事を行うのか。</p> <p>(事務局) 官民界というのがあり、道路の部分は伊那市、個人の宅地の分は個人で直していただくというのが原則なのですが、伊那市ではメーターの位置を道から1.5メートル以内に動かしてもらえるのであれば、市の負担でメーターまでの管を直すということをして、なるべく水が漏れないようにしています。</p> <p>昔のメーターボックスは家に近い場所に設置されていることが多く、メーターの手前で漏れているものは、家で水が普通に出ている限り分からないので直さない人が多い状況です。水道管を直すのですがメーターも道路側に移していただくということを今後も積極的に行って漏水を減らしていきたいということです。</p> <p>(委員) 道路とメーターの間で漏れているというのはどうやってわかるのか。</p> <p>(事務局) それを調べるのが29ページに写真のある漏水判定器で、メーターの上に乗せて</p>	

音を拾うことによって判定し、疑いの出た所を水道組合に再調査に出して直していきます。

(委員) 14ページにある個別給水契約制度のところ、企業においては大口需要者ということで違う契約になっており、これをやることによって全体で2.9パーセントの増加となっているが、企業にとってのメリットは普通に計量したよりも安くなるということでしょうか。

(事務局) 今まで使っていた分よりも多く使う分についてはかなり安くなるということです。

(委員) 企業にとってメリットがあるのであれば、個々に訪問し説明する等のPR活動は何か行っているのか。8社9件の適用から今後増えていく可能性はあるのか。

(事務局) 1か月2,000 m³以上使う使用者ということで件数は限られますが、対象者には全部訪問をして説明をしています。新しい企業が立地するなど、今後増える可能性はあると思います。

(委員) 38ページの課題の総括に、有収率の向上が最重要課題とあるが、これは前回までの計画にあったか。有収率という言葉は馴染みがないが。

(事務局) 有収率というのは、配水池から水が出ていった水量に対する、各家庭の料金を算定するためのメーターの数字で、例えば配水池から100トン水を出したのに、料金で回収できたのが70トン分だったとすれば、有収率が70%ということになり、30トンが地中に漏れてしまっているということになります。有収率を上げることによって捨てる水をなるべく減らし、効率的な経営としていきたいということです。

(委員) 現在も水が来るまでの間に漏水があるということか。

(事務局) 下水道の整備に合わせて管の入れ替えを行ってきているが、石綿セメント管といったような古い管がまだかなりあります。残ってしまっているところは、老朽管更新という事業により入れ替えを進めています。

(3) 下水道事業経営健全化計画【第4改訂版】(案)について

- ・資料により、事務局説明
- ・質疑討論

(委員) 国の景気回復対策に任せ、短期間に整備を進めた、その責任はどこにあるか。

(事務局) 伊那市が下水道整備を始めるのが遅かったのは確かですし、議会や市民から早く整備してほしいという要望があったのも確かですが、責任がどこにあるというのは一概には言えないと思います。

(委員) 効率面からの検討がされないままとあるが、そういうものなのか。

(事務局) 下水道は平成19年度から企業会計、複式簿記で経営実態を把握してやっていくこととなりましたが、それまでは他の会計と同様に単年度で収支を組んで、不足分を税金で補う運営をしてきました。経営感覚という面で市も議会もそういう見方をしていなかったし、市民の皆さんも税金で埋めてやっていけるならいいだろうという流れがあったと思います。使用料を応分負担していただいて運営していくべきで

はないかという方向性を出して会計を変えたところ、そこで初めて5億円を超える純損失体質であることに気が付いたということになりますので、それまでのやり方がまずかったというのはその通りですが、判断を誰がすべきだったのかというのは難しいところであったと考えます。

(委員) 未接続が多く、利用者が少ないので使用料が増加しないという点については、どういう形で行けばいいのか。

(事務局) 条例では3年以内に接続しなければならないとなっていますが、市としては基本的にはお願いする立場ですので、電話や訪問をしています。延長申請というのもありますので、3年以内に接続できない場合には申請をしていただいて、所得の基準等に当てはまれば、状況が変わるまで接続を猶予するということもあります。

(委員) 32ページに、処理場の更新を迎える時期に、処理区域内人口が計画人口の3割まで減少した場合は、浄化槽による個別処理への移行を検討しますとあるが、この費用は個人負担か。

(事務局) 負担を個人にお願いするのか、どの程度負担を持ってもらうのかというのはまだ検討していません。先の話になりますし、計画人口の3割まで落ち込むことがあるのかどうかもわかりませんが、仮に100人で計画しているところが10人になってしまう状況になれば、合併処理浄化槽でやった方が経費としては安くできると思いますので、その時点で検討したいということです。

(委員) その時になって、過去検討した結果通っているという扱いにならないようにお願いしたい。和泉原も市野瀬も計画人口よりはるかに下回ってくると思うが、切実な問題になってくるので、私たちが委員でなくなった後も、ちゃんと話をしていくように。

(事務局) 無理のない形で検討をしたいと思います。

(委員) 主婦の立場から一番心配なのは使用料で、平成32年に15%値上げ、それでもまだまだ心配だということで、3年ごとに見直しとあるが、徐々に上げていくということか。平成32年に15%値上げという根拠は。

(事務局) 3年ごとに上げるか下げるか検討することになります。収支計画をしてみても、このくらい上げないと、今後事業の継続が難しいということですが、それを検討するのもこの審議会の場合になります。時期としては次の委員さんに検討していただくことになるかと思いますが、その時に15%の値上げをするのか、あるいは一般会計からもう少しお金を入れてもらうのか、といったことを検討していただきます。

(委員) 一般会計からお金を入れるのも可能であるか。

(事務局) この4月から6%の値上げですが、3年前の計画では15%の値上げが必要となっていました。状況は変わらないわけですが、一般会計から年2億円、6年間入れてもらうことで6%となりました。次の3年後も一般会計にそれだけ余裕があるか分かりませんが、同じように検討していただくこととなります。

(委員) 前回6%の値上げについて賛成をしたわけですが、答申をしたところある団体から値上げをせずに一般会計からもっと補填をせよという意見が出て、心苦しいとこ

ろがあった。15%となるとちょっと考えられない数字だと思う。54ページに、
今後は人口の減少も見込まれ、とあるが、一方で隣の市町村では若者が増えている
現状もあり、伊那市としても減少とにならないよう手を尽くして早めに検討してい
ただくよう課題としてお願いしたい。

(委員) それぞれの下水道使用料はどのように決まるのか。水道料金に対する割合で決ま
るのか。

(事務局) 水道のメーターの検針数値により決定しています。

ガソリンスタンドのように下水道に流さない水が大量にある場合は、水道の使用
量と違いが出てくるので、別に水量を計ってその分を引いていますが、一般の家庭
ですとほとんど変わらないので、水道のメーターが回った分は下水道に流している
ということでメーター数値を使っています。

(委員) 井戸水を使っている方への請求はどのようになっているのか。

(事務局) 加算メーターというものを付けて別に計測しています。

(委員) 自分の地区でも下水道をつないでいない家があるが、高齢者のみの家のような
ところはもうずっとつながなくても良いということか。雑排水を川にそのまま流して
いたり衛生上よくないので、市として連絡をする等の対策を取ってもらえるとあ
りがたいが。

(事務局) 条例では3年以内につないでくださいということなのですが、収入状況により基
準を設けて猶予している家もあります。

基本的には職員が訪問をして接続をしてくださいというお願いをしていますが、
安い金額で出来る工事ではないので、強制的にとすることもできないですし、市で
お金を出してその家だけ工事をすることもできません。その結果として、申請をし
ていただいて、審査の結果、接続の延長を認めている状況です。

(4) その他

(委員) この審議会はどのくらいの頻度で行われるのか。

(事務局) 定例的なものは年に2回くらいです。

6 その他

(事務局) 次回の会議は、7月頃の開催をお願いしたいと思います。内容は、決算の状況、
予算の概要、健全化計画の進捗状況等を予定しています。

7 閉会のことば

副会長

以 上